測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十一年一月二十三日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　測量の目的　公共測量（木津川上流砂防管内レーザー測量業務）

二　測量の地域　宇陀郡御杖村及び曽爾村地内

三　測量の期間　平成二十一年一月十六日から同年三月三十一日まで